

多摩市告示第 39 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、多摩都市計画地区計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 25 日

多 摩 市 長 阿 部 裕 行

- | | |
|------------------|--|
| 1. 都市計画の種類及び名称 | 多摩都市計画地区計画 南野二丁目地区地区計画 |
| 2. 都市計画を定める土地の区域 | 多摩市南野一丁目、二丁目地内 |
| 3. 都市計画の縦覧場所 | 多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市役所都市整備部都市計画課（東庁舎 2 階） |